



2021年6月30日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝  
東京都港区芝浦1-1-1  
代表者名 代表執行役社長 CEO 綱川 智  
(コード番号: 6502 東、名)  
問合せ先 執行役員  
コーポレートコミュニケーション部長  
石山 一可  
Tel 03-3457-2100

#### 立会取引市場における自己株式の市場買付け開始に関するお知らせ

当社は、2021年6月7日付「自己株式の取得に係る事項の決定に関するお知らせ(会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)」において、同日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び第156条第1項並びに定款第33条の規定に基づき自己株式を取得することを決議した旨を公表したのち、2021年6月30日に自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の取得を実施いたしました。下記のとおり、取引一任契約に基づく立会取引市場における自己株式の市場買付けを開始することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

1. 取得する株式の種類 当社普通株式
2. 取得する株式の総数 24,479,000株(上限)  
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 約5%)
3. 株式の取得価額の総額 87,987,435,000円(上限)
4. 買付開始日 2021年7月1日
5. 取得方法 取引一任契約に基づく東京証券取引所立会取引市場における市場買付け

当社は、自己株式取得の方法については、自己株式の取得を安定的、かつ、着実に実施することを目的として、我が国において自己株式の取得方法として一般的に用いられている自己株式立

会外買付取引（ToSTNeT-3）による市場買付けと取引一任契約に基づく立会取引市場における市場買付けとを組み合わせることといたしました。自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）と取引一任契約に基づく立会取引市場における市場買付けは原則として同時に執行ができないことから、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による市場買付けを優先し、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による市場買付けを実施しましたが、一定の株式数の取得が完了したこと、また未公表の重要事実のないことが確認できる状態を長期間維持することは当社の通常の業務執行に対する制約となることから、このたび取引一任契約に基づく立会取引市場における市場買付けを開始することを決定したものです。

（ご参考）

1. 自己株式の取得に関する決議内容（2021年6月7日公表分）

- （1） 取得対象株式の種類 当社普通株式
- （2） 取得し得る株式の総数 2千7百万株（上限）  
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 約6%）
- （3） 株式の取得価額の総額 1,000億円（上限）
- （4） 取得期間 2021年6月8日から2021年12月31日まで
- （5） 取得方法 東京証券取引所における市場買付け（注）  
（注）自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による市場買付け及び取引一任契約に基づく立会取引市場における市場買付け

2. 上記取締役会決議に基づき取得した自己株式の累計（2021年6月30日現在）

- （1） 取得した株式の総数 2,521,000株
- （2） 取得価額の総額 12,012,565,000円

以 上